

調布市手話言語条例（案）

条文解説

令和6年9月

調布市

(前文)

手話は、独自の語彙、文法及び文化を持つ一つの言語です。手指、体及び顔の部位等の動きを使って視覚的に表現する手話は、手話を使用する人々が物事を考え、意思を疎通し、知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現するために不可欠なものです。

一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとはいえません。

こうした認識の下、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、全ての人に対して、手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる権利を保障する環境の整備を推進することが必要です。

私たちは、手話が言語であることが広く理解され、手話を使用する人の権利が保障される社会をつくとともに、多くの人々が手話に慣れ親しむことを通じて、共生社会の充実を目指し、この条例を制定します。

<解説>

○（1段落目）本条例の主旨である「手話は言語である」ことを最初に述べています。手話は、日本語その他の言語と同様に、物事の名前、抽象的な概念、感情などを表現するものであり、また、視覚的に様々な情報を伝えることを通じて独自の「ろう文化」を築いてきたことについても触れています。

「ろう文化」…ろう者の行動様式、価値観、考え方をまとめた総称

例)・人を呼ぶときに声を出して呼んでも聞こえないので、回り込んでその人が見えるところまで行って呼んだり、肩を軽く叩いたりする。

・拍手をする代わりに、両手を挙げてひらひらとする。

ろう者（聴こえない人）は、「日本語で考えて手話で表現する」のではなく、最初から頭の中で手話を使用して思考しています。

本条例では、「手話」に関する定義規定を置いていません（第2条参照）が、この1段落目が「手話」とはどのようなものであるかを説明した文章となっています。

○（2段落目）かつて日本では、長く手話は「手真似」等として差別され、ろう学校においても手話の使用を禁止し、聴こえない子どもに「口話」（口の動きで言葉を読み取ること）の習得が強制されていました。このような歴史的背景も、本条例制定の意義につながっています。

○（3段落目）「手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していく」ことは、「手話言語の5つの権利」と言われ、手話を使用する人の「言語権」（自らの言語である手話を自由に使用する権利）を保障（回復）するために必要なこととされています。

- ・手話の獲得 … 自らの言語として、手話を獲得すること
- ・手話で学ぶ … 手話で教育を受けられること
- ・手話を学ぶ … 日本語における「国語」教科のように、手話について学ぶこと
- ・手話を使う … 手話を自由に使用し、手話を通じて社会参加すること
- ・手話の継承 … 手話を言語として普及・保存・研究すること

- （４段落目）本条例の制定は、障害者基本法の理念に掲げられる「共生社会」の充実に資するものとして位置づけています。

（目的）

第１条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者その他の手話を使用する者が安心して生活することができる共生社会の充実に寄与することを目的とする。

<解説>

- 「ろう者」…日本語などの「音声言語」を獲得する前に失聴した人。残存聴力がないことから「難聴者」とは区別されます。
「難聴者」…いわゆる「聴こえにくい」人。残存聴力はありますが、その内容は人により様々で、補聴器を使えば音声言語でコミュニケーションを取ることができる人もいれば、手話を使用する人もいます。補聴器は、警告音など大きな音を聞き取る（言葉は聞き取れないが、大きな音が鳴っていることはわかる）ために使用している人もいます。
「中途失聴者」…日本語を習得した後に、聴こえなくなった人。「第２言語」として手話を学ぶことになります。
- 生活において手話を使用する範囲、頻度、段階などは、その人の残存聴力、背景等により様々です。本条例では、それらの人々を総称して「手話を使用する者」としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、若しくは在勤し、又は市内の学校に在学する者その他市内で活動する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

<解説>

○ 「市民」については、市に住民票がある人だけではなく、調布のまちで活動する人全てを指します。「その他市内で活動する者」とは、「在住」「在勤」だけでなく、ボランティア、その他の市民活動等を市内で行っている方などを含みます。

○ 「手話」そのものの定義については、「日本手話」(※1)、「日本語対応手話」(※2)、外国語における手話など、手話にも様々な種類があること、当事者も日本手話と日本語対応手話を強く意識して区別せずに使い分けている人もいること等を踏まえ、敢えて本条例では規定しないこととしています。

※1 手話独自の文法による手話であり、例えば、動詞と目的語の語順が日本語と日本手話で異なることがあります。

※2 日本語をその語順のとおり手話の単語に置き換えたものです。

<参考>手話言語に関する見解

(「全日本ろうあ連盟」ホームページより抜粋 <https://www.jfd.or.jp/2018/06/19/pid17838>)

手話への認知が広がるにつれ、近年、手話を「日本手話」、「日本語対応手話」と分ける考え方を提唱する動きが随所でみられるようになりました。(中略)同時に忘れてはならないことは、私たちろう者や聞こえにくい人には、聴力を失った年齢、生まれ育った環境、手話を獲得・習得した年齢など、実に様々な背景があることです。(中略)このような様々な背景によりろう者が育んできた手話を流ちょうに使う人もいれば、手話をスムーズに使うことができず日本語に手話単語を合わせて使う人もいます。更には仲間同士に対して、あるいは手話の読み取りが苦手な聞こえる人に対して、使う手話を無意識に使い分けている人も多くいます。(中略)

大切なことは、「手話」が私たちろう者が自らの道を切り拓いてきた「生きる力」そのものであり、「命」であることです。その手話を「日本手話」、「日本語対応手話」と分け、そのことにより聞こえない人や聞こえにくい人、手話通訳者を含めた聞こえる人を分け隔てることがあってはなりません。手話を第一言語として生活しているろう者、手話を獲得・習得しようとしている聞こえない人や聞こえにくい人、手話を使う聞こえる人など、それぞれが使う手話は様々ですが、まず、それら全てが手話であり、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることを共通理解としていきましょう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次の各号に掲げる基本理念の下に行われなければならない。

- (1) 手話が独自の語彙、文法及び文化を持つ一つの言語であること。
- (2) 手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことは、基本的な権利として最大限尊重される必要があること。
- (3) 障害の有無にかかわらず相互に人格及び個性を尊重し合うことのできる共生社会の充実のため、手話はこれを使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。
- (4) 手話を使用する者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で手話を使用することができる環境の整備が必要であること。

<解説>

- 前文で述べた本条例制定にあたっての考え方を、条文として整理した内容となっています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、国、東京都、市民、事業者その他関係団体と連携を図り、手話に対する理解を促進し、及び手話を普及し、並びに手話を使用する環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

<解説>

○ 本条例の目指す社会を実現するための市の責務を規定しています。市単独の取組だけでは達成できない、又は不十分な分野においては、国、東京都、市民、事業者その他関係団体とも連携することを定めています。

例えば、教育においては、特別支援学校を設置する東京都との連携が不可欠です。また、手話を学ぶ機会を提供する「手話講習会」は、調布市においては調布市社会福祉協議会において実施しており、市と事業者で連携して取組の充実を図っています。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話を使用する者にとって暮らしやすい環境を整備し、共生社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

<解説>

○ 本条例は、市民や事業者に新たな義務を負わせるものではないため、市の「責務」とは言葉を分けて「役割」としています。「手話を使用する者」が安心して生活できるようになるためには、市や事業者の理解、協力も不可欠であることから条文を設けており、市もそれらが得られるよう普及啓発や連携に努めます。

(施策の推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うこと。
 - (2) 学校教育，社会教育等の学習の場において，市民が手話に対する理解を深めることができる機会を充実させること。
 - (3) 市民に対し，手話を獲得し，及び学ぶ機会を確保するために，学習環境の整備，情報の提供，相談その他の必要な支援を行うこと。
 - (4) 市職員が手話に対する理解を深め，手話を学習することができるよう，環境を整備すること。
 - (5) 手話通訳を利用しやすい環境を整備すること。
 - (6) 手話通訳の質の向上のため，関係機関と連携し，手話通訳者及びその指導者を養成し，及び確保するとともに，手話通訳者の処遇の改善に資する取組を行うこと。
 - (7) 手話を使用する者の就労に際して手話の使用に関する適切な配慮及び支援が行われるよう，事業者に対して普及啓発その他の必要な取組を行うこと。
 - (8) 災害その他の非常事態において，手話を使用する者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し，円滑に意思疎通を図ることができるよう，関係機関と連携し，必要な取組を行うこと。
 - (9) 手話を使用する者が手話を通じて市政に関する情報を取得し，及びその意見を表明することができるよう，必要な取組を行うこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか，手話を使用する者が安心して日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において，手話を使用することができるよう，必要な取組を行うこと。
- 2 市は，前項各号に掲げる施策を推進するに当たり，手話を使用する者，手話通訳者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

<解説>

- 第7条第1項各号は，基本理念等を受けて実際に市が取り組む分野，施策について定めています。
- (第1号) 条例に関する広報(パンフレット，動画等)，手話に関する講演会，各種イベントにおける普及啓発活動等を行うものです。
- (第2号) 小中学校における手話に関する授業(出前講座等)の推進や，市民による手話サークル等の普及を図るものです。
- (第3号) 聴こえない人だけでなく，聴こえる市民にも手話を学ぶ機会を提供するための手話講習会などを実施します。また，聴者(聴こえる人)に聴こえない子どもが生まれた場合に，親が手話について知らないため，子どもが手話を獲得する機会を失ってしまうことがあります。「情報の提供，相談その他の必要な支援」とは，このような課題に対応するものです。

○（第4号）市職員も本条例の定義（第2条）における「市民」に含まれますが、特に率先して取り組むものとして規定しています。東京都手話言語条例にも同様の規定があります。

全ての市職員が手話でコミュニケーションがとれるようになることまでは求めるものではなく、手話に関する基本的な理解や、簡単な挨拶等の手話ができる職員を増やして行くことを目指し、職員研修や庁内における普及啓発に取り組みます。

○（第5号、第6号）市（社会福祉協議会）で実施する手話通訳者の養成、派遣事業の充実を図るものです。手話通訳者の数だけでなく、質の向上のためには、通訳者だけでなく指導者の養成・確保も必要として位置づけています。

「処遇の改善」とは、給与待遇面だけでなく、首、肩、腕を常に使用する手話通訳者の職業病ともいわれる「頸肩腕（けいけんわん）障害」への理解や、労働環境の整備も含まれます。

○（第7号）「手話を使用する者」の就労にあたり、必要に応じて手話通訳の利用その他の適切な配慮が行われることを指します。例えば、就労中の時間全てにおいて手話通訳者の配置がされるものではなくとも、雇用契約、労働条件の説明や、大事な場面等において、当事者が内容を正確に理解できるようにすることが挙げられます。

○（第8号）音声によるアナウンスが聴こえない（聴こえにくい）人にとっては、災害時等の情報取得が大きな不安であり、課題です。必要に応じた手話通訳者の配置や、音声以外による情報提供体制の充実を図ります。

○（第9号）市の情報提供、広報等における「手話を使用する者」への配慮を想定しています。イベント開催や動画配信における手話通訳者の配置も含まれます。

また、日本語を第1言語として取得していない人にとっては、日本語を書く筆談が苦手な人もいます。そのような場合に、手話で本人が「意見を表明」ができることも必要として位置づけています。

○（第10号）前各号に掲げた分野以外にも、医療、介護、保健、福祉、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野で「手話を使用する者」の権利は同様に尊重される必要があることを規定しています。

○（第2項）当事者団体との意見交換の実施や、市の計画策定等において当事者等が参加することを指します。「その他の関係者」は、市民や事業者等を含みます。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

- 本条例において定める内容の実現のために必要な事業等に係る予算措置について定めます。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

<解説>

- 本条例は手話に関する施策における市の基本的な理念や方向性を示すものですが、その内容を具体的に実現していくためには、様々な事業を一つ一つ積み上げていくことが必要です。ここでの「別に定める」とは、そのようなそれぞれの事業実施に係る規定となります。
- 本条例では、施行規則の制定は予定していません。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。